

処分等年月日	2025年4月16日
事業者名	一般社団法人 萩八景遊覧船（2250005004894）
処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
原因となった 事故等の概要	令和6年8月13日萩海上保安署から中国運輸局海事振興部旅客課宛てに、船舶検査証書に「日没から日出までの間の航行を禁止する。」との記載があるにもかかわらず同年8月12日に日没後に乗船客を乗せて運航していたのを現認したため検挙したとの通報があった。 これを受け、中国運輸局及び山口運輸支局が令和6年9月5日、同年12月16日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、輸送の安全に関わる関係法令違反、安全管理規程の遵守義務違反等の事実が確認された。 今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、同社に対し輸送の安全確保に関する命令を発出した。
処分・指導内容	①船長は、船舶安全法第18条第1項第8号に基づき、船舶検査証書に記載されている条件に違反して船舶を運航しないこと。 ②安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第52条第4項に基づき、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について外部に対して公表を行うこと。 ③経営トップは、安全管理規程第4条第1号に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底させること。 ④経営トップは、安全管理規程第7条第4項に基づき、安全重点施策の見直しを行うこと。 ⑤安全統括管理者は、安全管理規程第16条第3号に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底させること。 ⑥運航管理者は、安全管理規程第17条第1号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ⑦運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、安全に関する教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくこと。 ⑧内部監査を行う者は、安全管理規程第50条に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を実施すること。 ⑨船長は、作業基準第10条に基づき、船内の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項を掲示すること。
違反点数付与状況	違反点数 21点 累計点数 21点